令和７年度碾茶製造受託試験申込書

令和７年　　月　　日

埼玉県茶業研究所長

住所　　埼玉県

氏名　　　　　　　　　　　　　印

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の試験を委託したいので、埼玉県農林水産受託試験事業実施要領第５条の規定に基づき、申し込みます。

記

１　受託試験の名称

狭山茶産地における碾茶の加工品質の調査製造に関する試験

２　試験目的

　狭山茶産地での現状における碾茶の加工品質の調査と、抹茶原料に適合する高品質な碾茶の製造法について検討する。

３　試験内容

（１）加工原料向け碾茶の製造法の検証

（２）調査項目

製造記録、歩留まり、色差など

４　試験期間　令和７年５月20日から令和８年１月３０日まで

５　希望時期　一番茶　・　二番茶　・　秋冬番茶

６　希望数量　生葉　　　　　　　㎏

７　委託金額　　　　　　　　　円

令和７年度碾茶製造受託試験契約書

埼玉県（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、令和6年度碾茶製造受託試験について、次のとおり契約を締結する。

（受託試験）

第１条　乙は、次に掲げる事業（以下「受託試験」という。）の実施を甲に委託し、甲はその成果を乙に報告するものとする。

（１）受託試験の名称　狭山茶産地における碾茶の加工品質の調査製造に関する試験

（２）受託試験の内容

ア　試験目的　狭山茶産地での現状における碾茶の加工品質の調査と、抹茶原料に適合する高品質な碾茶の製造法について検討する。

イ　試験内容

製造方法：甲が所有する碾茶機およびその製造ラインにて製造を行う。この際、乙は製造に立ち会うものとする。

調査方法：温度、加工時間、歩留まり等製造記録を作成する。

色差の測定などを予定

調査時期：甲と乙で定めた日に製造を行い、クラフト紙に詰め、冷蔵保存したものを後日試料に供する。

（３）受託量　1日当たりの受託下限は50kg、上限は300kgとする。

（４）実施機関　埼玉県茶業研究所

（５）履行期間　令和７年５月20日から令和８年１月30日まで

（受託料の納付）

第２条　乙は、甲に対し本研究を行うための経費（以下「受託料」という。）として、生葉1kgあたり金300円を支払うものとする。

２　前項の受託料は、この契約締結後に甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付するものとする。

３　乙は、前２項の規定により納入した受託料を、乙が期待した研究の成果が得られなかったという理由で甲に返還を要求することはできない。

（受託試験の変更）

第３条　原則として、この契約の内容は変更しないものとする。ただし、この契約の内容を変更することが必要なときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（再委託等の制限）

第４条　甲は、受託試験の一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

（受託試験の中止）

第５条　甲は、天災その他やむを得ない事由により受託試験の継続が困難なときは、別記１より受託試験中止通知書を提出し、これを中止することができるものとする。

２　甲は、前項の規定により受託試験を中止したときは、遅滞なく受託料の精算を行い、精算額が既に受領した受託料に満たないときは、速やかにその差額を委託者に返還するものとする。

（契約の解除等）

第６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、既に受領した受託料は返還しない。

（１）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（３）乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。

（４）乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第７条　乙は、前条の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは､その損害を賠償しなければならない。

（受託試験の実績報告）

第８条　甲は、受託試験を完了、中止又は解除したときは、速やかに受託試験事業実績報告書を別記２の様式により作成し、乙に提出するものとする。

（産業財産権）

第９条　甲に属する職員が受託試験において発明、考案したときは、特許及び実用新案を受ける権利並びにそれに基づく特許権、及び実用新案権（以下「産業財産権」という。）は、甲及び乙に帰属するものとする。

２　前項の産業財産権の設定に関する事務は、埼玉県職員の職務発明等に関する規則（昭和４３年埼玉県規則第４０号）に定めるところにより行うものとする。

（特許出願）

第１０条　甲及び乙は産業財産権を共有する場合には、産業財産権の出願手続き及び権利保全に関する事務を共同して行うものとする。

２　前項に規定する事務に要する経費の負担割合は甲乙協議の上決定し、甲及び乙はその負担割合に応じて当該経費を負担するものとする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第１１条　乙は、乙が、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に　協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（疑義の解決）

第１２条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年　　月　　日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

甲　埼玉県

埼玉県知事　大　野　元　裕　　　　印

住所

乙　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（別記１）

令和７年度碾茶製造受託試験中止通知書

番　　　　　号

令和７年　　月　　日

委託者　様

埼玉県知事

令和７年　月　日付け茶研第　　　号で契約した受託試験について、令和７年度碾茶製造受託試験契約書第6条の規定により下記のとおり中止します。

記

１　中止の理由

２　現在までの実施状況

（１）調査等について

（２）経費について

３　中止後の措置

（別記２）

令和７年度碾茶製造受託試験実績報告書

番　　　　　号

令和７年　　月　　日

委託者　様

埼玉県知事

令和７年　月　日付け茶研第　　　号で契約した受託試験について、下記のとおり実施したので令和７年度碾茶製造受託試験契約書第９条の規定によりその実績を報告します。

記

１　実施内容

（１）調査項目等

（２）試験成績